

令和 4 年度志摩市地域公共交通会議 第 1 回離島航路幹事会 事項書

場所： 令和 4 年 6 月 20 日（月）午後 2 時 30 分～

日時： 志摩市役所本庁舎 4 階 401 会議室

1. 開会

2. 報告事項

（1）和具～賢島航路の現状について 資料 1

（2）志摩市高校生等航路通学支援補助金について 資料 2

（3）令和 3 年度地域公共交通確保維持改善事業（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）の二次評価結果について 資料 3

3. 協議事項

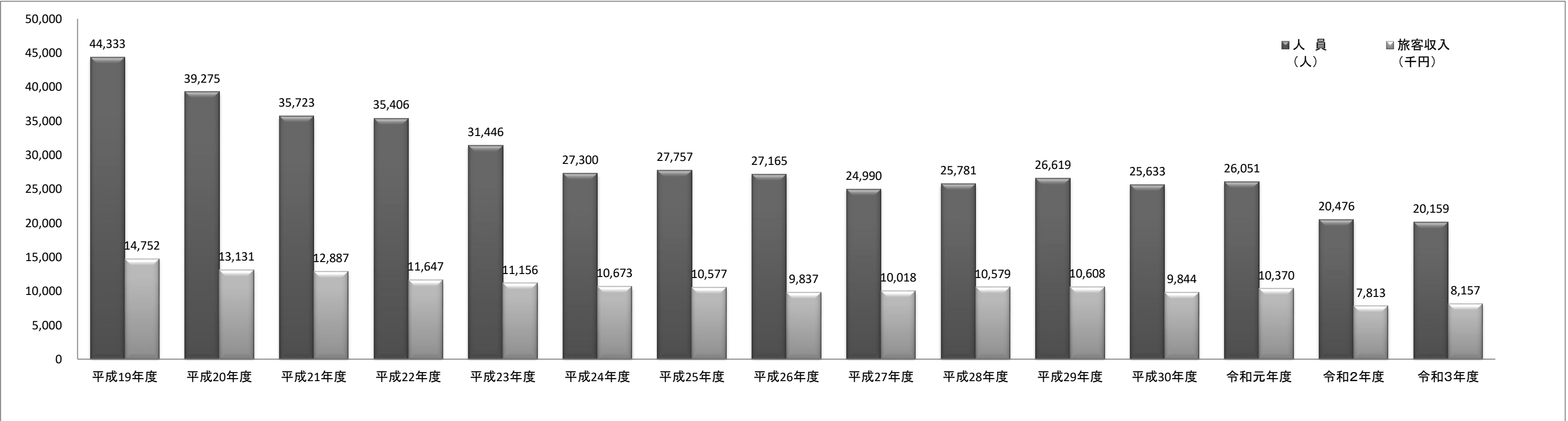
（1）生活交通確保維持改善計画（離島航路確保維持計画）の策定について 資料 4

4. その他

和具～賢島航路 年間輸送実績（１）

資料1-1

令和３年度末現在																
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	H19年度と R3年度の比較
人 員 (人)	44,333	39,275	35,723	35,406	31,446	27,300	27,757	27,165	24,990	25,781	26,619	25,633	26,051	20,476	20,159	-24,174
対前年比	— — —	-11.4%	-9.0%	-0.9%	-11.2%	-13.2%	1.7%	-2.1%	-8.0%	3.2%	3.3%	-3.7%	1.6%	-21.4%	-1.5%	-54.5%
旅客収入 (千円)	14,752	13,131	12,887	11,647	11,156	10,673	10,577	9,837	10,018	10,579	10,608	9,844	10,370	7,813	8,157	-6,595
対前年比	— — —	-11.0%	-1.9%	-9.6%	-4.2%	-4.3%	-0.9%	-7.0%	1.8%	5.6%	0.3%	-7.2%	5.3%	-24.7%	4.4%	-44.7%

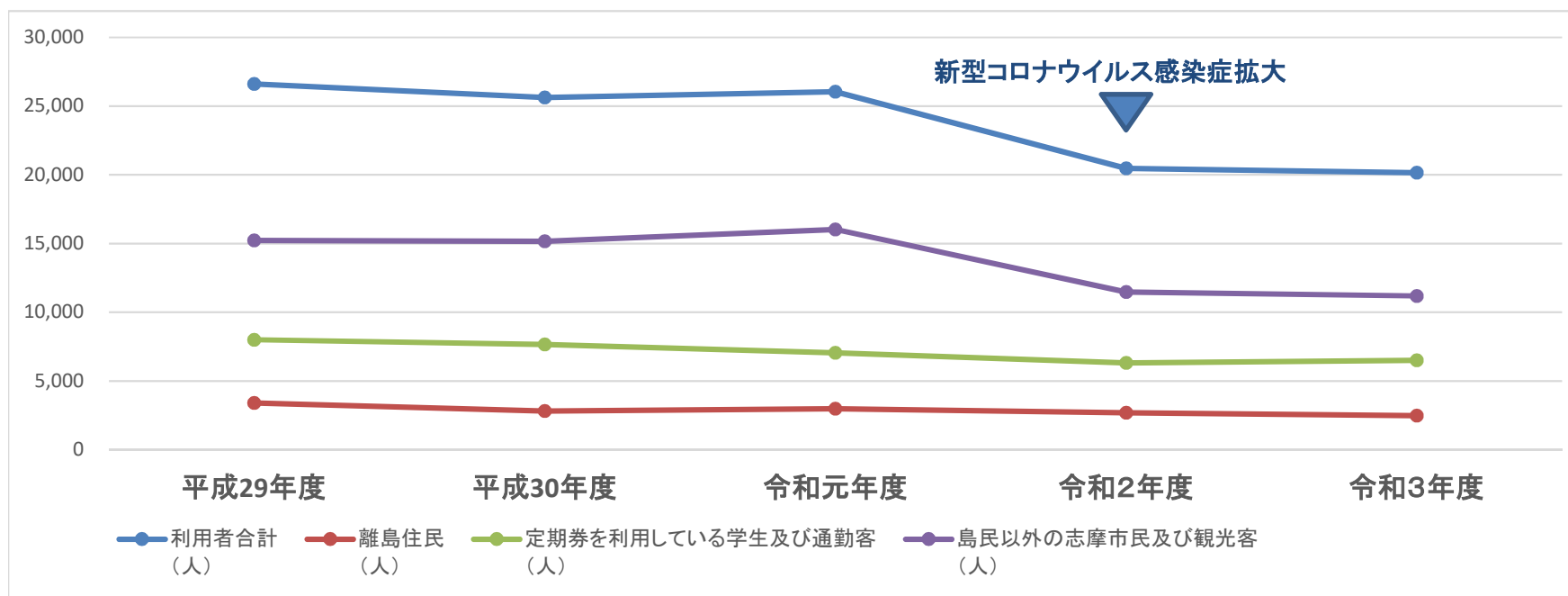


和具～賢島航路 年間輸送実績(2)

資料1-2

新型コロナウイルス感染症拡大

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者合計 (人)	26,619	25,633	26,051	20,476	20,159
対前年比	—	-3.7%	1.6%	-21.4%	-1.5%
離島住民 (人)	3,394	2,810	2,970	2,690	2,470
対前年比	—	-17.2%	5.7%	-9.4%	-8.2%
定期券を利用している学生及び通勤客 (人)	8,000	7,650	7,050	6,308	6,500
対前年比	—	-4.4%	-7.8%	-10.5%	3.0%
島民以外の志摩市民及び観光客 (人)	15,225	15,173	16,031	11,478	11,189
対前年比	—	-0.3%	5.7%	-28.4%	-2.5%



2021.10.1～

和具～間崎島～賢島航路運賃改定のお知らせ

平素より志摩マリンレジャーをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
 このたび志摩マリンレジャーでは、2021年10月1日から和具～間崎島～賢島航路
 の旅客運賃及び小荷物運賃を次のとおり改定させていただくことになりました。
 ご利用のお客様には、ご負担をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますよう
 お願い申し上げます。

●運賃改定実施日 2021年10月1日

①旅客運賃

現行運賃			改定運賃	
区 間	大人	小人	大人	小人
和具 ～ 間崎島	2 5 0 円	1 3 0 円	4 0 0 円	2 0 0 円
間崎島 ～ 賢島	3 8 0 円	1 9 0 円	4 0 0 円	2 0 0 円
和具 ～ 賢島	6 2 0 円	3 1 0 円	8 0 0 円	4 0 0 円

②小荷物運賃

現行運賃		改定運賃
単位	運賃	運賃
1 0 kg以下	3 6 0 円	4 0 0 円
1 0 kgをこえ 2 0 kg以下	4 7 0 円	5 0 0 円
2 0 kgをこえ 3 0 kg以下	5 8 0 円	6 0 0 円

志摩マリンレジャー株式会社

<https://www.shima-marineleisure.com>

賢島営業所 TEL(0599)43-1023

通学定期券の購入費用を 志摩市が補助します！

志摩市では、令和4年4月より、賢島港から和具港を結ぶあご湾定期船の利用促進と通学費用負担軽減の観点から、**航路通学を行う生徒の保護者が定期券を購入した場合の費用の8分の1（12.5%）を補助**する制度を開始しました。

※志摩市外に居住の方も対象となります。

補助の内容

定期券の種類	定期券額 (A)	補助金額 (B)	実質負担額 (A) - (B)
1か月定期券	15,600円	1,950円	13,650円
3か月定期券	45,360円	5,670円	39,690円
6か月定期券	86,400円	10,800円	75,600円

申請の流れ

- ① 志摩マリンレジャー株式会社が販売する通学定期券（1か月・3か月・6か月定期券のいずれも補助対象）を購入
- ② 購入の証明として、通学定期券の写し（コピー・写真）を保管
- ③ 申請書に通学定期券の写しを添付し、市へ申請手続きを行う
（申請方法については以下QRコードより市HPを参照ください）
- ④ 通学定期券を購入した費用×12.5%の金額（上記表の【補助金額（B）】）を、市より指定の口座に振り込み

※申請手続きには、定期券を購入したことを証明する書類として、定期券の写し（コピー・写真）が必要です。定期券を購入された場合は、必ずコピー・写真を取って申請時まで無くさないように保管しておいてください。

問合せ先

志摩市政策推進部総合政策課

TEL : **0599-44-0205**（平日8:30～17:15）

E-mail : **sogoseisaku@city.shima.lg.jp**



志摩市HP 1

志摩市高校生等航路通学支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、航路の通学利用を促進することにより航路の維持を図ることを目的に、志摩市高校生等航路通学支援補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付することに関し、志摩市補助金等交付規則(平成16年志摩市規則第60号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高校生等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校に在学し、かつ、志摩市遠距離通学補助金交付要綱(平成16年志摩市教育委員会告示第6号)に基づく補助金の交付を受けていないものをいう。
- (2) 航路 志摩マリンレジャー株式会社が運航する和具から間崎島を経由し賢島を結ぶ航路をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、航路で通学する高校生等の保護者で、通学定期券の購入に要する経費を負担しているものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、航路利用に係る通学定期券の購入に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に8分の1を乗じて得た額とする。

(補助対象期間)

第6条 補助の対象となる期間は、高校生等の在学期間とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第7条 補助対象者は、志摩市高校生等航路通学支援補助金交付申請書及び実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、当該年度の9月末日又は3月末日までに市長に提出するものとする。

- (1) 通学定期券の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の交付決定及び額の確定)

第 8 条 市長は、前条の規定による申請及び実績報告があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定をし、志摩市高校生等航路通学支援補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第 2 号)により当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 9 条 補助対象者は、補助金の額の確定を受けて、交付の請求をしようとするときは、志摩市高校生等航路通学支援補助金交付請求書(様式第 3 号)により、市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 10 条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定額及び確定額の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長はその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 補助金の交付に係る補助対象経費の払戻しを受けたとき。
- (4) その他補助金の交付が不適當であると市長が認めたとき。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 7 条関係)

年 月 日

(宛先)志摩市長

申請者
住所
氏名
電話番号
(生徒等氏名)

志摩市高校生等航路通学支援補助金交付申請書及び実績報告書

志摩市高校生等航路通学支援補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請し、併せて実績を報告します。

記

1 内訳

(年 月～ 年 月分の通学定期券の購入)

定期券の期間	運賃額 (A)	購入枚数 (B)	購入額 (A)×(B)
1 か月	15,600 円	枚	円
3 か月	45,360 円	枚	円
6 か月	86,400 円	枚	円
計 (C)			円
補助金交付申請額 (C)×0.125			円

2 添付書類

- (1)通学定期券の写し(年 月～ 年 月分)
(2)その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号(第 8 条関係)

第 号
年 月 日

様
(生徒等氏名 様)

志摩市長 印

志摩市高校生等航路通学支援補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった補助金については、志摩市高校生等航路通学支援補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり交付することに決定するとともに、あわせてその額を確定したので通知します。

補助金の額	円
-------	---

様式第 3 号(第 9 条関係)

年 月 日

(宛先)志摩市長

請求者
住所
氏名
電話番号
(生徒等氏名)

志摩市高校生等航路通学支援補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定の通知があった志摩市高校生等航路通学支援補助金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 円

振込先口座

金 融 機 関 名	銀 行 等 名			支 店 名			
口 座 種 類	1.普 通 2.当 座 3.その他						
口 座 番 号							
口 座 名 義 人	フリガナ						

【資料3】

中運交企第174号
令和4年3月10日

志摩市地域公共交通会議
会長 世古 勝 殿

中部運輸局長
(公印省略)

令和3年度地域公共交通確保維持改善事業の二次評価について(通知)

日頃より国土交通行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般報告された標記事業にかかる一次評価について、これを基に二次評価を行ったため、別紙のとおり通知します。

なお、二次評価結果は協議会等において共有するとともに、次年度以降の計画等に反映いただくようお願いいたします。

【問合せ先】
中部運輸局交通政策部 交通支援室
TEL:052-952-8006

自治体・協議会名	志摩市地域公共交通会議
評価対象事業	離島航路

二次評価結果

評価できる取組 ・国庫補助金を活用して、賢島待合所の券売所に「熱感知カメラ」を設置し、利用者が安心して利用出来るよう、取組が行われていることについて評価します。 ・令和3年10月からの運賃改定においても、地元の高校生に販売する通学定期券については割引率を引き上げる等、生活航路を維持するための取組が行われていることについて評価します。
期待する取組 ・航路情報のGTFS化、オープンデータ化により、周辺公共交通機関との接続性の向上等、利便性向上につなげられることを期待します。 ・航路は県立水産高校への重要な通学手段であることから、利便性の維持及び、学校と連携した通学利用の促進について期待します。 ・市内を運行する地域間幹線系統のうち輸送量が低迷している系統について、引き続き、利用促進や系統維持に向け県や関係者と連携して取組を実施されるよう期待します。

和具～賢島航路

生活交通確保維持改善計画（案） （離島航路確保維持計画）

令和 4 年 6 月 日

志摩市

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

志摩市は2018年6月に政府より「SDGs 未来都市」に選定されました。SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月に国連で採択された国際的な取組目標で、2030年までに全ての国や地域で取り組むべき17の目標を定めています。そのうち目標11「住み続けられるまちづくりを」を達成するためのターゲット（具体策）の1つ、11.2に以下のように公共交通の重要性が示されています。

「2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者、および高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。」

また、目標8「働きがいも経済成長も」を達成するためのターゲット8.9には以下のことが示されています。

「2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する」

志摩市はこの具体的政策の1つとして、公共交通充実の必要性を認識しています。

このように、公共交通確保がSDGsの観点から果たす役割は大きく、また市民の公共交通への関心や観光面からの充実の必要性の高さから、志摩市では2019年8月に「志摩市地域公共交通網形成計画」を策定し、それに基づく具体策を現在進めています。

また、志摩市は、令和3年6月25日、伊勢志摩国立公園区域内での自然環境に配慮した脱炭素の取組やサステナブルな観光地作り等の取組が環境省から認められ、全国で2番目のゼロカーボンパークとして登録されました。

本登録により、志摩市では、ゼロカーボンパークとして、自然環境に配慮した脱炭素の取組、エリア全体の脱炭素化を進める取組、サステナブルな観光地づくり、国立公園利用者への普及啓発などに取り組んでいくこととしています。

脱炭素化の観点からも、一度に多くの人を運ぶことができ、輸送あたりのCO₂の排出が少ない公共交通の利用促進についても、志摩市の重要な政策の1つであると認識しています。

志摩市志摩町に属する間崎島は、本土から約4km離れた風光明媚な英虞湾に浮かぶ離島で、人口約70人、そのうち約84%が65歳以上という高齢化率が非常に高い島です。

本土との行き来には、唯一の公共交通機関である、志摩マリンレジャー株式会社が運航する和具～賢島航路を利用しています。

当航路は志摩市志摩町和具の和具浦を起点に、間崎島を経由し志摩市阿児町神明の賢島港に至る航路であり、島民の本土との往来に加え、郵便物や宅配便などの物資の輸送を担い日常生活を支えるとともに、和具にある県立水産高等学校への通学手段としても利用されている重要な航路となっています。また、間崎島には島民の文化・教養・福祉の増進を図るための公的施設として志摩市間崎島開発総合センターはあるものの、学校、病院（訪問診療を月2回程度実施）などではなく、本土に行かざるを得ない状況にあります。特に高齢者が多い間崎島では、日

頃からの健康管理は非常に重要であり、医療機関への通院など離島航路の重要性は大変高いものがあります。

さらに、本航路は、乗船場が賢島駅に隣接するという利便性や、英虞湾の美しい風景を楽しめるといった観光航路としての潜在力も持ち合わせていることから、「志摩市地域公共交通網形成計画」において、「英虞湾定期船の観光客の利用促進」を重点施策の1つとして位置づけています。そして英虞湾定期船の維持は、SDGs 未来都市として、またゼロカーボンパークとして当然行うべきことでもあります。

しかし、離島住民の人口は年々減少し、少子高齢化と相まって航路利用者も長期的に減少しており、さらに、県立水産高校の普通科廃止も重なり、利用者の減少に拍車をかけている状況です。新型コロナウイルス感染症拡大の影響による観光客の減少もあって、観光客利用も減少傾向にあります。また、近年の燃油費の変動は、航路経営に大きな影響を及ぼしており、この傾向は今後も続くものと予想されます。

このような中、引き続きこの航路を運航する必要がありますが、航路を取り巻く環境は非常に厳しくなっています。令和3年10月からは運賃改定による収支改善の取組を行っているものの、航路事業者単独で航路を維持していくことは困難な状況にあることから、今後も安定した航路運営を図るため、公的な支援が必要不可欠です。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

2021（令和3）年度の本航路の利用者実績は、島民が約2,500人、定期券を利用している学生及び通勤客が約6,500人、その他約11,000人が島民以外の志摩市民及び観光客等であり、年間の利用者合計は約20,000人となります。利用者数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた2020（令和2）年度より更に減少しており、2021（令和3）年度においても新型コロナウイルス感染症の影響が継続している状況となっています。

本航路は、観光客利用の割合が多く、観光客の利用者数の増減に影響を受けやすい航路であるものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下でも、島民や定期券利用者の利用が比較的減少していないことから、島民の日常生活を支えるとともに、県立水産高等学校への通学手段や島外への通勤手段として重要な航路であるといえます。

今後は、乗船場が賢島駅に隣接するという立地を踏まえ、鉄道との乗り継ぎ改善等により、利便性の高い乗り物としてPRを進め、島民はもとより高校生の通学利用等を促進するほか、観光客利用の観点でも鉄道と船の組み合わせによる誘客を進めます。特に、英虞湾や離島の魅力を活かした観光コンテンツの磨き上げを進め、間崎島における散策・自然体験及び前島半島での海女小屋体験・真珠取り出し体験等を活用した誘客を行うなど、観光関連事業者等と連携した観光面での利用促進を図るとともに、様々なイベントや大学生などによる研究活動等のフィールドとして、間崎島が利用されるよう促すなど、離島振興の面からも利用促進を図り、本航路の維持に努めていきます。

本計画では、通学利用や観光客利用の促進を行うことで、和具～間崎～賢島区間の年間利用客数について、過去3か年の年間実績値平均22,228人から1,000人増加させ、23,300人とす

ることを定量的目標として設定します。

3. 地域公共交通確保維持事業により運航を確保・維持する航路の概要及び運航予定者

運航予定者：志摩マリンレジャー株式会社（和具～賢島航路）

航路の概要：以下計画書参照

運航計画書（様式第2-2）

航路整備計画（様式第2-3）

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者

令和4年度	収入見込額	10,600千円
	費用見込額	22,274千円
	収支差見込額	▲11,674千円
	運賃割引額	412千円
	負担者	国、三重県、志摩市、志摩マリンレジャー株式会社
	※詳細は航路損益見込計算書（様式第2-4）参照	
	離島住民運賃割引見込書（様式第2-5-2）参照	

5. 地域公共交通確保維持事業の改善等に関する事項

別添：離島航路3カ年計画（様式第2-5）

6. 離島航路構造改革事業に係る目的・必要性

7. 離島航路構造改革事業に係る定量的な目標・効果

8. 離島航路構造改革事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

該当事業がないため省略

9. 協議会の開催状況と主な議論

志摩市地域公共交通会議離島航路幹事会 令和4年6月20日開催

○主な議題

- ・航路の現状についての報告
- ・離島航路確保維持計画（案）の検討

○主な意見

10. 利用者等の意見の反映状況

当計画を策定する志摩市地域公共交通会議に離島航路幹事会を設置し、間崎島住民代表3名が参画するとともに、2021年度からは県立水産高等学校長も加わり、利用者・住民の意見を協議に反映する体制をつくっている。

離島航路幹事会の意見等を基に、現状の便数を維持すること、離島住民運賃割引補助の適用、高校生等航路通学支援補助の適用による航路の通学利用促進などを当計画に反映した。

11. 協議会（志摩市地域公共交通会議 離島航路幹事会）のメンバー構成

志摩市副市長（会長）	世古 勝
名古屋大学教授	加藤 博和
間崎自治会長	岩城 正幸
間崎婦人会長	山本 くに枝
間崎地区民生委員・児童委員	山本 幸保
三重県立水産高等学校長	向井 英規
志摩市観光協会専務理事	岡田 英美
志摩マリンレジャー株式会社 取締役社長	矢尾 弘
中部運輸局鳥羽海事事務所 次長	中村 陽一
三重県南部地域活性化局次長	
兼南部地域活性化推進課長	生川 哲也
志摩市産業振興部長	山本 和輝
志摩市政策推進部長	箕浦 勤

運 航 計 画 書

令和4年6月 日

航 路 名 和 具 ～ 賢 島 事業者名 志摩マリンレジャー株式会社

1. 航路の起点、寄港地、終点及びこれらの距離

	起 点	寄 港 地							終 点	合 計
港 名	和 具	マ 間	サキ 崎						カシコ 賢 島	
各港間距離 (km)	3.3								3.4	6.7
所 要 時 間 (分)	10								15	25

(注) 港名にはフリガナをつけること。

2. 航 路 図

別 紙 の と お り

- (注) 1. 当該航路の起点、寄港地及び終点到寄港する他の航路（他社の航路を含む。）があれば、その航路を図示し、運航事業者名及び航路名を明記すること。
2. 当該航路の起点、寄港地及び終点と連絡する他の交通手段があれば、それを図示し、その距離及び需要状況を附記すること。

3. 使用船舶（予備船を含む。）の明細

船 名	船舶の 種類	船質	進水年月	船舶所有者	総トン数	貨物積載容積
おくしま	純客船	F.R.P	平成4年9月	志摩マリンジャー(株)	19トン	—
(おおさき)	〃	〃	平成9年5月	〃	〃	—
(さきしま)	〃	〃	平成24年10月	〃	〃	—

船 名	自動車航送 に係る自動 車積載面積	旅客定員（等 級別に記載す ること。）	主機の種類	連続最大出力	航海速力
おくしま	—	80名	ディーゼル	350P S	11.4knot
(おおさき)	—	80名	〃	485P S	15.0knot
(さきしま)	—	70名	〃	600P S	15.0knot

(注) 予備船の船名は、かっこ書きすること。

4. 運航回数及び発着時刻表

(1) 使用船舶別の運航回数

船 名	運 航 系 統	航 路 距 離	運 航 期 間	運 航 回 数
お く し ま	和具～間崎～賢島	6.7Km	通 年	2,637回
(お お さ き)	和具～間崎～賢島	6.7Km	通 年	528回
(さ き し ま)	和具～間崎～賢島	6.7Km	通 年	89回
計				3,254回

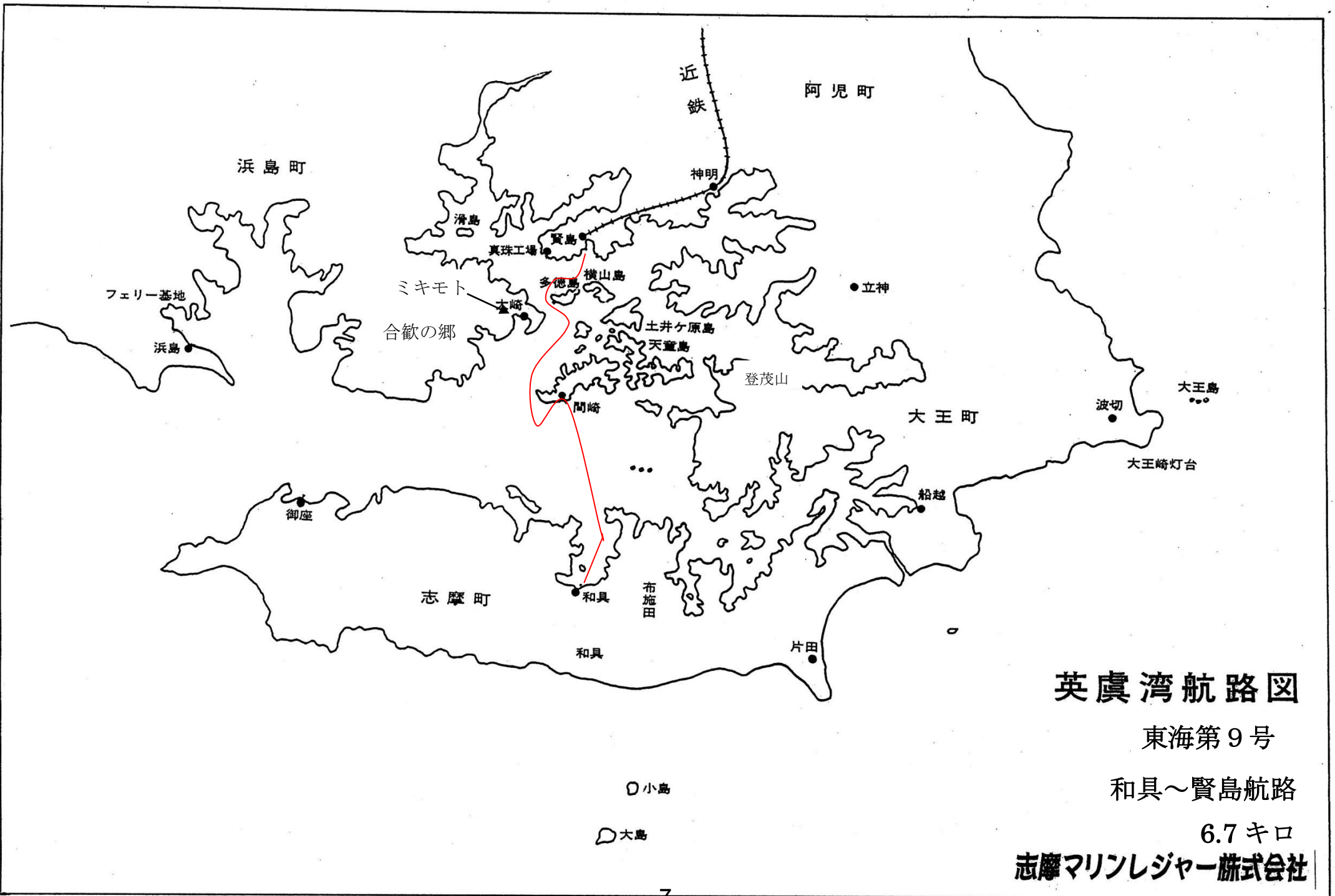
(注) 1. 予備船の船名は、かっこ書きとすること。

2. 運航系統の欄には、直行便、抜港便又は折返し便ごとに、それぞれの起点、寄港地、終点、折返し地点を記載すること。

3. 航路距離の欄には、各運航系統ごとの距離を記載すること。

(2) 発着時刻表

別 紙 の と お り



英虞湾航路図

東海第9号

和具～賢島航路

6.7 キロ

志摩マリンレジャー株式会社

和具～賢島航路時刻表

通年ダイヤ（東海第9号）

和 具	間 崎	賢 島		間 崎	和 具
発	発	着	発	発	着
6 : 3 5	6 : 4 5	7 : 0 0	7 : 1 0	7 : 2 0	7 : 3 2
7 : 3 5	7 : 4 5	8 : 0 0	8 : 1 0	8 : 2 0	8 : 3 2
8 : 3 5	8 : 4 5	9 : 0 0	9 : 5 0	1 0 : 0 0	1 0 : 1 2
1 0 : 1 5	1 0 : 2 5	1 0 : 4 0	1 0 : 4 5	1 0 : 5 5	1 1 : 0 7
1 1 : 1 0	1 1 : 2 0	1 1 : 3 5			
			1 2 : 4 0	1 2 : 5 0	1 3 : 0 2
1 3 : 0 5	1 3 : 1 5	1 3 : 3 0			
			1 4 : 5 0	1 5 : 0 0	1 5 : 1 2
1 5 : 1 5	1 5 : 2 5	1 5 : 4 2	1 5 : 4 5	1 5 : 5 5	1 6 : 0 7
1 6 : 1 0	1 6 : 2 0	1 6 : 3 2	1 6 : 4 0	1 6 : 5 0	1 7 : 0 2
1 7 : 0 5	1 7 : 1 5	1 7 : 2 7	1 7 : 3 0	1 7 : 4 0	1 7 : 5 5

※定期便の外に1ヶ月30便まで臨時便を運航することがあります。

航 路 整 備 計 画 書

令和4年6月 日

航 路 名 和 具 ～ 賢 島

事業者名 志摩マリンレジャー株式会社

経 営 主 体 の 整 備	当該航路に平行又は近接する航路において旅客定期航路事業を営む者がある場合には、当該旅客定期航路事業者との合併又は当該旅客定期航路事業の譲り受け等事業の集約を行うことの要否並びにその実施の方法及び予定期日		英虞湾内での定期航路事業者は当社のみであるので 該 当 な し		
	当該航路に平行又は近接する航路において旅客定期航路事業を営む者がある場合には、当該旅客定期航路事業者とする海上運送法（昭和24年法律第187号）第28条の協定等その他の調整の要否並びにその実施の方法及び予定期日		該 当 な し		
運 航 の 基 本 的 条 件 の 整 備	年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
	航 路	起 点	和 具	和 具	和 具
		主 要 な 寄 港 地	間 崎	間 崎	間 崎
		終 点	賢 島	賢 島	賢 島
	使 用 船 舶	隻 数	3	3	3
		総 ト ン 数	57.0	57.0	57.0
		新たに取得する必要がある場合に おいて要する資金の調達方法	—	—	—
	運 航 回 数 の 最 小 限		9回	9回	9回
1Km当りの旅客運賃の最高限		121.21円	121.21円	121.21円	

(注) 離島航路運営費補助を受けようとする年度以降の3年分を記載すること。

航路損益（見込）計算書

航 路 名 和 県～賢 島 事業者名 志摩マリンレジャー株式会社

(単位：千円)

	1 年度航路損益 (平成30年10月～ 令和1年9月)	2 年度航路損益 (令和1年10月～ 令和2年9月)	3 年度航路損益 (令和2年10月～ 令和3年9月)	3 カ 年 平 均	航路損益見込み (令和4年10月～ 令和5年9月)	備考(増減理由)
1. 収 益						
A 運 航 収 益	10,811	7,997	8,417	9,075	9,075	
1. 旅 客 運 賃	10,562	7,813	8,157	8,844	8,844	平均
2. 手 荷 物 運 賃				0	0	
3. 小 荷 物 運 賃	249	184	260	231	231	平均
4. 自 動 車 航 送 運 賃	0	0	0	0	0	
5. 貨 物 運 賃	0	0	0	0	0	
6. 郵便・信書便航送料	0	0	0	0	0	
7. 雑 収 入	0	0	0	0	0	
B 営 業 収 益	78	3,168	1,330	1,525	1,525	
1. 航 路 附 属 施 設 収 入	0	0	0	0	0	
2. 雑 収 入	78	3,168	1,330	1,525	1,525	平均
収 益 計	10,889	11,165	9,747	10,600	10,600	
2. 費 用						
A 運 航 費 用	19,190	17,204	17,341	17,912	17,767	
1. 旅 客 費	452	390	320	387	243	
(1) 旅 客 歩 金	211	153	69	144	0	和具扱店契約解除に付、0とする
(2) 傷 害 保 険 料	241	237	251	243	243	平均
(3) 雑 費	0	0	0	0	0	
2. 手 荷 物 取 扱 費	0	0	0	0	0	
3. 小 荷 物 取 扱 費	0	0	0	0	0	
4. 自 動 車 航 送 取 扱 費	0	0	0	0	0	
5. 貨 物 費	0	0	0	0	0	
(1) 貨 物 積 卸 費	0	0	0	0	0	
(2) 貨 物 歩 金	0	0	0	0	0	
(3) 貨 物 弁 金	0	0	0	0	0	
(4) 雑 費	0	0	0	0	0	
6. 郵便・信書便取扱費	0	0	0	0	0	
7. 燃 料 潤 滑 油 費	7,553	6,039	6,655	6,749	6,749	平均
8. 養 缶 水 費	0	0	0	0	0	
9. 港 費	284	264	270	273	273	
(1) 税 金 及 び 手 数 料	0	0	0	0	0	
(2) 水 先 及 び 係 留 料 等	284	264	270	273	273	平均
(3) 代 理 店 手 数 料	0	0	0	0	0	
10. 雑 費	0	0	0	0	0	
11. 船 費	10,901	10,511	10,096	10,503	10,502	
(1) 船 員 費	9,534	9,191	9,051	9,259	9,259	平均
(2) 船 舶 備 品 費	0	0	0	0	0	
(3) 船 舶 消 耗 品 費	66	56	59	60	60	平均
(4) 船 舶 修 繕 費	1,255	1,171	923	1,116	1,116	平均
(5) 雑 費	46	93	63	67	67	平均
B 営 業 費 用	4,170	5,016	7,641	5,609	4,507	
1. 保 險 料	48	51	50	50	50	
(1) 船 舶	0	0	0	0	0	
(2) 航 路 附 属 施 設	48	51	50	50	50	平均
2. 税 金	166	94	90	117	117	
(1) 船 舶	29	27	27	28	28	平均
(2) 航 路 附 属 施 設	63	67	63	64	64	平均
(3) 消 費 税	74	0	0	25	25	平均
3. 利 子	0	0	0	0	0	
(1) 船 舶	0	0	0	0	0	
(2) 航 路 附 属 施 設	0	0	0	0	0	
4. 減 価 償 却 費	976	1,027	3,597	1,867	764	
(1) 航 路 開 設 費	0	0	0	0	0	
(2) 船 舶	454	472	3,062	1,329	0	実績
(3) 航 路 附 属 施 設	522	555	535	537	764	実績
5. 賃 借 (用 船) 料	30	30	30	30	30	
(1) 船 舶	0	0	0	0	0	
(2) 航 路 附 属 施 設	30	30	30	30	30	平均
6. 航 路 附 属 施 設 費	0	0	0	0	0	
7. 店 費	2,950	3,814	3,874	3,546	3,546	平均
費 用 計	23,360	22,220	24,982	23,521	22,274	
3. 差引当期純利益(純損失)	▲ 12,471	▲ 11,055	▲ 15,235	▲ 12,920	▲ 11,674	
(国庫補助金)	6,689	6,566	7,274			
(都道府県補助金)	2,816	3,006	3,669			
(市区町村補助金)	8,000	8,000	6,000			(注)

(注)市区町村補助金には浜島～賢島航路の補助金を含む。

離島住民運賃割引見込書

事業者名 志摩マリンレジャー株式会社

航路名 和具～賢島航路

1. 旅客輸送実績(過去3年)

	令和1年度	令和2年度	令和3年度
旅客輸送人員	26,051.0	20,476.0	20,159.0
うち離島住民	2,970	2,690	2,470
大 人	2,970	2,690	2,470
小 人	0	0	0
定期利用者(通勤)	0	0	0
定期利用者(通学)	0	0	0
うち離島住民以外	23,081	17,786	17,689

2. 運賃割引内容

○実施期間 令和4年10月1日 ～ 令和5年9月30日

○割引内容

- ・対象区間 賢島～間崎
- ・航路距離 3. 4 km
- ・区間運賃 400 円(A)
- ・地方バス運賃 240 円
- ・協議会決定運賃 250 円(B)
- ・割引単価(C) (A-B) 150 円 (小人 80 円)

3. 割引実績見込表

(人)

月	大 人	小 人	計
10	160		160
11	150		150
12	190		190
1	170		170
2	170		170
3	160		160
4	150		150
5	150		150
6	170		170
7	160		160
8	160		160
9	130		130
合計(D)	1,920	0	1,920

割引単価(C) 150 円

補助対象経費

(E) (C×D) 288, 000 円

補助金額

(E×1/2) 144, 000 円

- (注) 1. 区間毎の旅客運賃表を添付すること。
 2. バス運賃に関する資料を添付すること。(運賃表、区間距離等)

離島住民運賃割引見込書

事業者名 志摩マリンレジャー株式会社

航路名 和具～賢島航路

1. 旅客輸送実績(過去3年)

	令和1年度	令和2年度	令和3年度
旅客輸送人員	26,051.0	20,476.0	20,159.0
うち離島住民	2,970	2,690	2,470
大 人	2,970	2,690	2,470
小 人	0	0	0
定期利用者(通勤)	0	0	0
定期利用者(通学)	0	0	0
うち離島住民以外	23,081	17,786	17,689

2. 運賃割引内容

○実施期間 令和4年10月1日 ～ 令和5年9月30日

○割引内容

- ・対象区間 間崎～和具
- ・航路距離 3.3 km
- ・区間運賃 400 円(A)
- ・地方バス運賃 240 円
- ・協議会決定運賃 250 円(B)
- ・割引単価(C) (A-B) 150 円 (小人 80 円)

3. 割引実績見込表

(人)

月	大 人	小 人	計
10	70		70
11	70		70
12	80		80
1	70		70
2	70		70
3	70		70
4	60		60
5	70		70
6	70		70
7	70		70
8	70		70
9	60		60
合計(D)	830	0	830

割引単価(C) 150 円

補助対象経費

(E) (C×D) 124,500 円

補助金額

(E×1/2) 62,250 円

(注) 1. 区間毎の旅客運賃表を添付すること。
 2. バス運賃に関する資料を添付すること。(運賃表、区間距離等)

志摩マリンレジャー 運賃表

鳥羽湾めぐりとイルカ島

単位:円、消費税込み

普通運賃		団体割引運賃					
		15～99人		100～299人		300人以上	
大人	小人	大人	小人	大人	小人	大人	小人
2,000	1,000	1,800	900	1,600	800	1,400	700

※ 大人(中学生以上) 小人(4歳～小学生)

賢島エスパーニャクルーズ(あご湾遊覧)

単位:円、消費税込み

普通運賃		団体割引運賃					
		15～99人		100～299人		300人以上	
大人	小人	大人	小人	大人	小人	大人	小人
1,700	900	1,530	810	1,360	720	1,190	630

※ 大人(中学生以上) 小人(4歳～小学生)

あご湾定期航路

単位:円、消費税込み

区間	大人	小人
和具～間崎	400	200
間崎～賢島	400	200
和具～賢島	800	400

※ 大人(中学生以上) 小人(小学生)

団体割引運賃

区分	一般団体	学生団体		無賃扱い人数
	大人・小人	小学生	中学・高校・大学生	
15～99人	1割引	1割引	3割引	15～99人……1人 100～149人……2人 150～199人……3人 200～249人……4人 250～299人……5人 300～349人……6人
100～299人	2割引	2割引		
300人以上	3割引	3割引		

計算方:普通運賃×(1-割引率)×(総人数-無賃扱い人数)計算の結果、10円未満の端数が生じた場合はその端数を切り上げます。

障がい者割引(身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者)

種別	本人	介護の方	適用条件
身体障がい者 第1種 知的障がい者 第1種 精神障がい者 1級	5割引	5割引	1.各割引の適用にあたっては、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の提示または障害者手帳アプリ「MIRAIR ID」の画面提示が必要となります。 2.割引種別(第1種・第2種)の判定に関しては、手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄」の区分記載欄を確認させていただきます。
身体障がい者 第2種 知的障がい者 第2種 精神障がい者 2・3級	5割引	適用なし	
			3.介護の方については、第1種身体障がい者、第1種知的障がい者、精神障がい者1級1名について1名が5割引となります。

志摩マリンレジャー株式会社

〒517-0011 三重県鳥羽市鳥羽1丁目2383-51
TEL0599-25-3147 FAX0599-25-3179
http://www.shima-marineleisure.com

お問合せ・のりば

【鳥羽湾めぐりとイルカ島】鳥羽営業所 TEL0599-25-3145
【賢島エスパーニャクルーズ】賢島営業所 TEL0599-43-1023
【あご湾定期船航路】

普通片道運賃・定期券運賃

印刷

■普通片道運賃 [長沢(志摩)] ⇒ [鵜方西口]
大人:240円 小児:120円

■定期券運賃

定期種別	大人/小児	期間	運賃
通勤	大人	1ヶ月	10,280 円
通勤	大人	3ヶ月	29,300 円
通勤	大人(障がい者)	1ヶ月	7,200 円
通勤	大人(障がい者)	3ヶ月	20,510 円
通学		1ヶ月	6,000 円
通学		3ヶ月	17,100 円
通学		年間	48,000 円

※年間通学定期は3月、4月のみ限定発売

■学期別定期

1学期(通用期間 4/1～7/31)→ 1ヶ月定期券額 × 3ヶ月分
2学期(通用期間 9/1～12/31)→ 1ヶ月定期券額 × 3ヶ月分
3学期(通用期間 1/1～3/31)→ 1ヶ月定期券額 × 2ヶ月分

■通学フリー定期

1ヶ月	19,500円
3ヶ月	55,500円
年間	156,000円

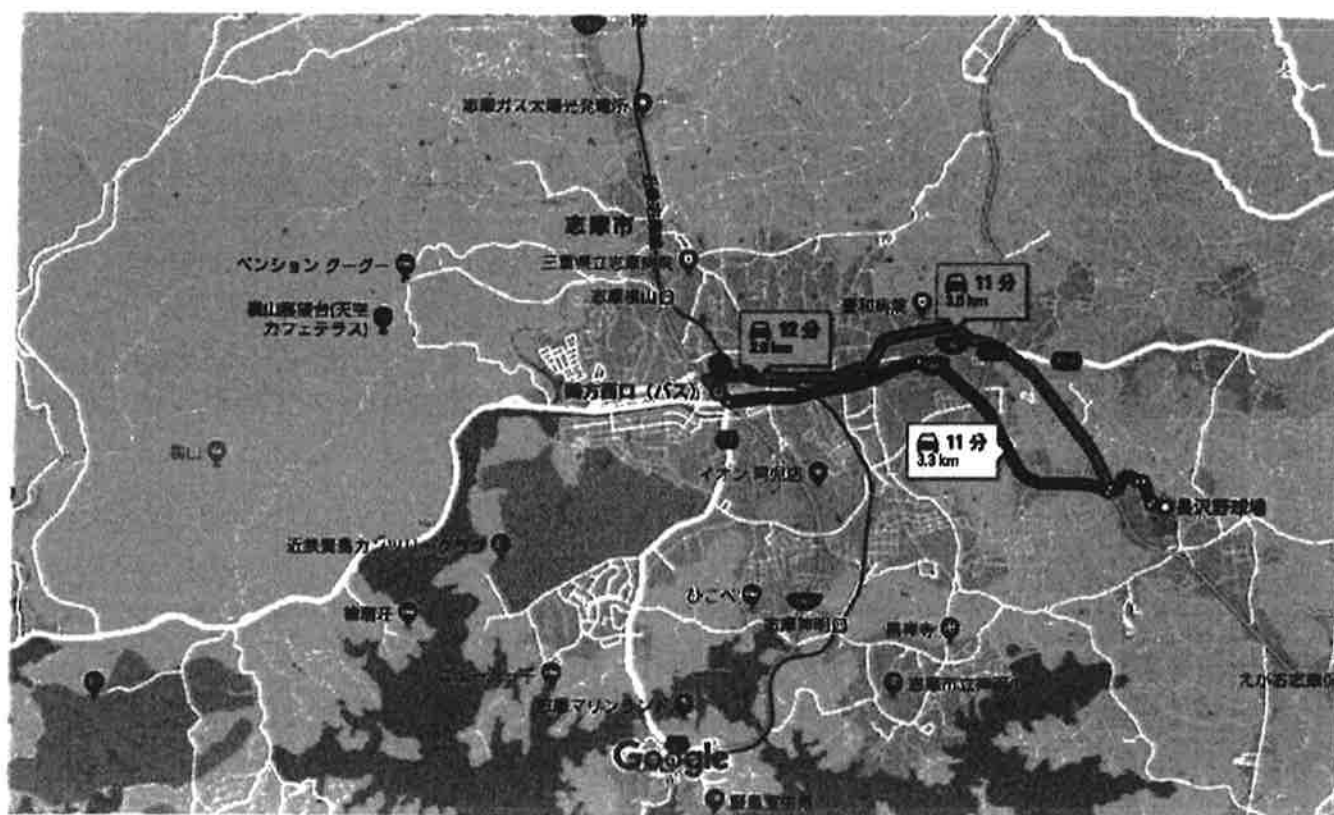
※小児(小学生)は半額(10円単位)

※障がい者3割引(ただし、小児定期券は割引対象外)

閉じる

長沢野球場 から 鶴方西口 (バス)

車 3.3 km、11 分



地図データ ©2018 Google, ZENRIN 500 m

	国道260号線 と 国道167号線 経由 最速ルート (通常より少なめの交通量)	11 分 3.3 km
	国道167号線 経由	11 分 3.6 km
	国道167号線 経由	12 分 3.6 km

事業者名 志摩マリンレジャー株式会社
航路名 和具～賢島

離島航路3カ年計画 (令和3年度～令和5年度)

1. 国庫補助航路の経営改善に関する基本方針
 - ・国や自治体の支援と協力のもと、島民割引の適用区間を拡大し間崎住民の利用促進を図る。
 - ・旅行会社や観光団体と連携、協力を図り、観光客の集客に努める。
 - ・無駄を排除し運航経費の削減に取り組む。

2. 航路整備計画および運航計画の改善に関する事項
(航路の再編、経営主体のあり方、使用船舶の代替、運航便数・ダイヤの変更等)

項 目	内 容
経営主体のあり方	令和2～3年度は、輸送人員および旅客運賃収入とも、新型コロナウイルスの影響も加わり、更に減少しており、当社単独での航路の維持が明らかに困難であり、公的な支援金の大幅な増額が必要である。
運航便数ダイヤ変更	利便性と運営コストを考慮して減便や発着時間の変更を検討する。

3. 収入の増加・確保に関する事項(輸送量の拡大・確保、運賃改定等)

項 目	内 容
輸送量の拡大・確保	旅行会社や観光団体、その他交通機関と連携、協力し、観光客の集客に努める。
運賃改定	航路の経営状態を改善するため、平成2年以来の運賃値上げ（消費税率引き上げ時は除く）を令和3年10月1日に実施した。

4. 経費の節減に関する事項(船員費、燃料潤滑油費、船舶修繕費等の節減)

項 目	内 容
船員費	船員の勤務時間軽減による人件費削減を検討する。
燃料潤滑油費	適正な速度調整による燃料効率化で燃料費削減に努める。また、より効率的な運航便数や運航ダイヤの設定を行い、燃料費の削減を検討する。
船舶修繕費	船舶修繕費については、安全運航を最重点に、毎年上架点検を行い、必要に応じエンジンの分解修理等を実施している。

5. 関係機関等との連携に関する事項

(港湾施設等のインフラ整備、離島活性化方策との連携等)

項 目	内 容
港湾施設の整備	和具港乗場にある潮の干満差に対応する階段が、経年劣化に伴い不安定なため、令和2年6月に強固で安全な階段を製作し取り替えた。
離島活性化方策との連携	自治体の観光部署等と連携強化し、船舶利用の促進と情報発信（経路検索アプリを利用し乗換案内を充実）を強化する。

6. 今後引き続き検討すべき事項

項 目	内 容
サービス基準	利用者の実態、利便性について調査し、サービス基準の変更も含めダイヤの見直しを図りコスト削減に努める。

離島航路3カ年計画による輸送量及び収支見込み

1. 輸送量の見込み

区 分		現 状 (4年度)	初年度 (5年度)	2年度 (6年度)	3年度 (7年度)
項 目					
旅 客	人	24,053	22,229	22,147	22,810
	人キロ	116,583.1	107,455.9	107,225.72	110,421.57
自動車	台				
	台キロ				
貨 物	トン				

2. 収支の見込み

(千円)

区 分	現 状 (4年度)	初年度 (5年度)	2年度 (6年度)	3年度 (7年度)
項 目				
旅 客 運 賃	11,419	8,844	9,473	9,912
手 荷 物 運 賃	0	0	0	0
小 荷 物 運 賃	251	231	247	243
自動車航送運賃	0	0	0	0
貨 物 運 賃	0	0	0	0
郵便・信書便航送料	0	0	0	0
そ の 他 収 入	1,099	1,525	1,318	1,314
収 益 計	12,769	10,600	11,038	11,469
旅 客 費	239	243	267	250
手荷物 取扱費	0	0	0	0
小荷物 取扱費	0	0	0	0
自動車航送取扱費	0	0	0	0
貨 物 費	0	0	0	0
郵便・信書便取扱費	0	0	0	0
燃料潤滑油費	6,949	6,749	6,784	6,827
養 缶 水 費	0	0	0	0
港 費	258	273	267	266
雑 費	0	0	0	0
船 員 費	9,092	9,259	9,134	9,162
船 舶 備 品 費	0	0	0	0
船舶消耗品費	52	60	57	56
船 舶 修 繕 費	1,159	1,116	1,066	1,114
船 費 雑 費	60	67	63	63
保 険 料	47	50	49	49
税 金	142	117	116	125
利 子	0	0	0	0
減 価 償 却 費	749	764	1,703	1,072
賃借(用船)料	30	30	30	30
航路付属施設費	0	0	0	0
店 費	3,141	3,546	3,520	3,402
費 用 計	21,918	22,274	23,056	22,416
損 益	△9,149	△11,674	△12,018	△10,947
収 支 率	58.26%	47.59%	47.87%	51.16%

離島航路第1表（日本工業規格A列4番）

航路の科目別（見込）数値等調査票

（事業者名： 志摩マリンレジャー株式会社 航路名： 和具～賢島 ）

1. 輸送量等実績見込

項 目	補 助 対 象 年 度 (令和5年度)
航 路 距 離 (キロ) (小数点第2位)	6.70
キ ロ 当 たり 賃 率 (円) 旅 客 (小数点第2位)	119.40
航 行 距 離 (km) ※1 (小数点第2位)	43,603.60
	()
運 航 回 数 ※1	3,254.0
	()
旅 客 輸 送 人 キ ロ (小数点第2位)	107,455.90
	()
旅 客 輸 送 人 員 (人) ※2	22,229.0
	()
自 動 車 航 送 取 扱 量 (台) ※3	
	()
貨 物 取 扱 量 (トン) ※4	
	()
燃 料 消 費 量 (リットル) A重油	
※5	()
C重油	
	()
軽 油	99,101
	()

※ 実施要領2. (2) ①に係る場合は、増便分を()書にて内書きすること。

※ 補助対象期間中に運賃改定を予定している場合の賃率の算出根拠

2. 使用船舶の概要 ※6

船名	就航年月	総トン数	就航比率	月延べ 船員数(人)	備考
(主船)					
おくしま	H4. 9	19. 00	0. 998	6	
(予備船)					
おおさき	H9. 5	19. 00	0. 991	6	
さきしま	H24. 10	19. 00	0. 454	0	

* 就航比率を使用しない場合は、「就航比率」欄は省略する。

3. 平成5年10月1日以降に当該航路に就航した船舶に係る経費等

- ① 船名 おおさき
 船名 さきしま
- ② 船価 80,402 千円 (おおさき) ※7
 船価 400 千円 (さきしま)
- ③ 経費実績 (見込)

(単位: 円)

項 目	補 助 対 象 年 度
船 舶 利 子	0
減 価 償 却 費	0
(おおさき)	0
(さきしま)	0
用 船 料	0

航路の科目別（見込）数値等調査票記載要領

補助対象年度の見込数値等は、下記注意事項により算出する。

記

（※１） 離島航路第９表の航行距離及び運航回数とする。（運航雑収入となる他航路就航又は回航等は除く。）

（※２） 離島航路第１０表の輸送人員とする。

（※３） 離島航路第１１表の取扱数量とする。

（※４） 離島航路第１２表の取扱数量とする。

（※５） 離島航路第１６表の主燃料（Ａ、Ｃ、軽油）の年間見込消費量とする。ただし、就航比率が１未満のものに関しては、第１６表の船舶ごとに就航比率を加味した本航路分担見込消費量とする。

（※６） 当該年度中に代替建造等により就航する予定船舶についても記入する。

月延べ船員数欄には、月間の運航日数が１５日以上ある使用船舶の法定乗組定員数（船員法第６９条に定める定員とする。）を当該船舶の稼働月数を基に月延べ換算した人数とする。

（注．常時１０人以上の船員を使用する事業者については、船員法９７条により届出た就業規則に記載された定員数とし、それ以外の事業者については、船員法６９条に基づく定員として事業者が申出た船員数と船舶検査証書の船員数のどちらか少ない数とする。）－（別紙）「月延べ船員数の算出根拠」により算出する。

総トン数欄には、当該航路に就航する船舶の総トン数を、就航比率欄には、離島航路第２表「各科目分担率（見込）一覧表」から転記すること。なお、当期中に新船が就航した場合は、備考欄に就航年月日を記載すること。

（※７） 船舶の建造総船価とする。ただし、補助金等により建造を行った場合は、船価圧縮後の簿価とする。

（※８） 交付要綱様式２－２運航計画書に記載した運航回数とする（運航雑収入となる他航路就航又は回航等は除く。）。

（※９） 航路距離等の計算方法

－（別添）「国庫補助対象航路の運賃等調査表」により算出する。

(別紙)

月延べ船員数の算出根拠

1. 雇用船員数 18 人

① 常時10人以上の船員を使用する事業者の場合

船名	船員法第97条により届け出られた就業規則に記載された定員数
おくしま	1 人
おおさき	1 人
さきしま	1 人

② 常時10人未満の船員を使用する事業者の場合

船名	船員法第69条に定める定員	船舶検査証書の船員数
	人	人
	人	人
	人	人
	人	人

(船舶検査証書で確認)

2. 月延べ船員数

船名	適用船員数	月延べ船員数
おくしま	1 人	6 人
おおさき	1 人	6 人
さきしま	1 人	0 人
	人	人

(別添)

国庫補助対象航路の運賃等調査表

○ 旅客運賃

旅 客……… 2 等運賃

1 (和 具)		
A. 距離 (キロ) 3.3 B. 運賃 (円) 旅 客 400 C. 見込輸送人員 (人) 4,528	2 (間 崎)	
D. 距離 (キロ) 6.7 E. 運賃 (円) 旅 客 800 F. 見込輸送人員 (人) 9,797	G. 距離 (キロ) 3.4 H. 運賃 (円) 旅 客 400 I. 見込輸送人員 (人) 7,904	3 (賢 島)

- (注) 1. 当期中に運賃改定を予定している場合、改訂の前後における輸送量比で按分した賃率とする。
(旅客…輸送人キロ比)
2. 増便区間の増便分見込輸送人員を () にて内書きすること。

※運賃等調査表による航路距離等の算出方法

$$\begin{array}{l}
 \text{I 航路距離} \quad \frac{\text{見込航行距離}}{\text{見込運航回数} \times 2} \\
 \text{(小数点第 2 位)} \quad \quad \quad \times 8 \\
 \\
 \text{II キロ当り賃率} \quad \frac{B + E + H}{A + D + G} \\
 \text{(小数点第 2 位)} \\
 \\
 \text{III 輸送 (見込) 人キロ} \quad A C + D F + G I \\
 \text{(小数点第 2 位)}
 \end{array}$$

※増便分は、増便分の見込輸送人員に距離を乗じて算出する。

離島航路第2表（日本工業規格A列4番）

各 科 目 分 担 率（ 見 込 ） 一 覧 表

	分 担 率 算 式	本 航 路 分 担 率
(1)就航比率により船舶ごとに按分するもの (ア)旅客費中の傷害保険料及び雑費 (イ)貨物費中の雑費 (ウ)燃料潤滑油費 (エ)養 缶 水 費 (オ)船費（予備船員費を除く） (カ)運 航 雑 費 (キ)営業費用中の船舶に係る保険料、税金、利子、減価償却費、用船料	$\text{就航比率} = \frac{\text{当該船舶の本航路における年間走行距離}}{\text{当該船舶の全航路における年間走行距離}}$ (増便した場合の増便分の分担率) $\text{就航比率} = \frac{\text{当該船舶の本航路における増便した区間の年間走行距離}}{\text{当該船舶の全航路における年間走行距離}}$	$\begin{array}{l} \text{(就航比率)} \quad \frac{43,603.6}{76,416.85} \frac{\text{(本航路)}}{\text{(英虞湾全航路)}} = 0.571 \\ \text{(おくしま)} \quad \frac{35,335.8}{35,395.8} \frac{\text{(本航路)}}{\text{(英虞湾全航路)}} = 0.998 \\ \text{(おおさき)} \quad \frac{7,075.2}{7,136.9} \frac{\text{(本航路)}}{\text{(英虞湾全航路)}} = 0.991 \\ \text{(さきしま)} \quad \frac{1,192.6}{2,624.2} \frac{\text{(本航路)}}{\text{(英虞湾全航路)}} = 0.454 \end{array}$
(2)運航回数比率により按分するもの (ア)手荷物取扱費 (イ)小荷物取扱費 (ウ)自動車航送取扱費 (エ)貨物積卸費 (オ)港 費 (カ)営業費用中の航路附属施設に係る保険料、税金（事業税を除く）利子、減価償却費、賃貸料 (キ)航路附属施設費	$\text{運航回数比率} = \frac{\text{当該施設を利用する本航路の就航船舶の運航回数}}{\text{当該施設を利用する全航路の就航船舶の運航回数}}$	$\begin{array}{l} \text{本航路} \quad 3,254.0 \text{ 回} \\ \text{英虞湾全航路} \quad 5,618.0 \text{ 回} \\ \frac{3,254.0}{5,618.0} = 0.579 \end{array}$
(3)収入比率により按分するもの (ア)営業収益 (イ)営業費用中の税金の(3)その他(事業税) (ウ)店 費	$\text{収入比率} = \frac{\text{本航路における運航収入}}{\text{全事業収入(営業外収入を除く)}}$ (増便した場合の増便分の分担率) $\text{収入比率} = \frac{\text{当該船舶の本航路における増便した区間の運航収入}}{\text{全事業収入(営業外収入を除く)}}$	$\begin{array}{l} \text{本航路} \quad 9,074,891 \\ \text{英虞湾全航路} \quad 117,844,920 \\ \text{全事業収入} \quad 339,464,377 \\ \text{(英虞湾比率)} \quad \frac{9,074,891}{117,844,920} = 0.077 \\ \text{(全事業比率)} \quad \frac{9,074,891}{339,464,377} = 0.027 \end{array}$
(4)船員費の比率により按分するもの (ア)予備船員費	$\text{船員費比率} = \frac{\text{船員費の本航路分担額(予備船員に係るものを除く)}}{\text{船員費の総額(予備船員に係るものを除く)}}$	

(注)1. 本航路分担率の欄に分担率算式を参考にして航路ごとに分担率を算出すること。
2. 使用船舶の各航路運航状況調（第9表）により分担率を算出すること。
3. 他事業及び他航路就航のない場合は本表を省略する。
4. 分担率は小数点以下4桁を四捨五入して3桁までとする。
5. 運航回数比率を求める場合、回航の分については入渠の場合は往復、他航路との入替については入のみを本航路分とする。

使用船舶の各航路別運航状況調

航路名 区間および距離		和 具 ～ 賢 島 航 路			(不) 英 虞 湾 航 路							英虞湾内 周 遊	合 計	
		和具～間崎 3.3×2 Km	間崎～賢島 3.4×2 Km	計	(不)英虞湾航 路 Km	(不)英虞湾周 遊 Km	Km	Km	Km	Km	Km			計
船 名	回 数	2,637.0	2,637.0	2,637.0									4.0	2,641.0
	延キロ	17,404.20	17,931.60	35,335.80									60.00	35,395.80
(おおさき)	回 数	528.0	528.0	528.0	0.5							0.5	4.0	532.5
	延キロ	3,484.80	3,590.40	7,075.20	1.70							1.70	60.0	7,136.90
(さきしま)	回 数	89.0	89.0	89.0	1.0							1.0	95.0	185.0
	延キロ	587.40	605.20	1,192.60	6.60							6.60	1,425.00	2,624.20
マリンキャブ	回 数				263.5							263.5		263.5
	延キロ				1,319.95							1,319.95		1,319.95
エスペランサ	回 数												1,996.0	1,996.0
	延キロ												29,940.00	29,940.00
	回 数													
	延キロ													
	回 数													
	延キロ													
	回 数													
	延キロ													
	回 数													
	延キロ													
	回 数													
	延キロ													
合 計	回 数	3,254.0	3,254.0	3,254.0	265.0							265.0	2,099.0	5,618.0
	延キロ	21,476.40	22,127.20	43,603.60	1,328.25							1,328.25	31,485.00	76,416.85

(注)船舶は予備船を含む全使用船舶について記入すること。ただし、本航路に関係ある港に寄港しない航路および船舶については本表に記入しないこと。
また、実施要領2.(2)①に係る申請をする場合は、()にて増便分を内書きすること。

旅客輸送人員及び運賃収入報告(見込)

種 別	区 分		本 航 路 輸 送 人 員 及 び 運 賃 収 入	備 考
	人員	運賃		
普 通 券 (片 道 券)	輸送人員	10,405.0		
	運賃収入	4,805,919		
普 通 券 (往 復 券)	輸送人員			
	運賃収入			
定 期 券	輸送人員	6,619.0		
	運賃収入	1,748,695		
団 体 券	輸送人員	537.0		
	運賃収入	484,699		
回 数 券	輸送人員	4,668.0		
	運賃収入	1,804,911		
計	輸送人員	22,229.0		
	運賃収入	8,844,224		

(注) 実施要領2. (2)①に係る申請をする場合は、()にて増便分を内書きすること。

離島航路第16表

燃 料 潤 滑 油 費 内 訳 (年間消費量3力年平均)

※浜島航路の航行距離を省いた就航率で「年間消費量」及び「金額」を算出

種 類 船 名	主 燃 料		補 助 油								合 計	本航路 分担率	本 航 路 分 担 額
	年 間 消費量	金 額	潤滑油								金 額		
			消費量	金 額	消費量	金 額	消費量	金 額	消費量	金 額			
おくしま	80,596	6,330,816	387	114,210							6,445,026	0.998	6,432,135
おおさき	15,959	1,253,579	333	29,773							1,283,352	0.991	1,271,801
さきしま	6,283	493,530	127	32,888							526,418	0.454	238,993
	102,838	8,077,925	847	176,871							8,254,796		7,942,929

＜本航路分担消費量＞	船 名	本航路 分担率	A 重 油		C 重 油		軽 油		合 計	
			全 航 路	本 航 路	全 航 路	本 航 路	全 航 路	本 航 路	全 航 路	本 航 路
	おくしま	0.998					80,596	80,434	80,596	80,434
	おおさき	0.991					15,959	15,815	15,959	15,815
	さきしま	0.454					6,283	2,852	6,283	2,852
	合 計						102,838	99,101	102,838	99,101

- (注) 1. 本表には回航用燃料も包含して記入すること。
 2. 本航路分担率は就航比率による。
 3. 実施要領2. (2)①に係る申請をする場合は、()にて増便分を内書きすること。
 4. 3. の増便分は、増便分の就航比率による。

和具～賢島航路

生活交通確保維持改善計画（案） （離島航路確保維持計画）

令和 4 年 6 月 日

志摩市

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

志摩市では、高齢化と人口減少の問題が加速度的に深刻化することが予想され、地域のセーフティネットを確立していく必要があります。

確立すべき地域のセーフティネットのひとつである公共交通についても、鉄道、路線バス、航路など多様な事業者が交通サービスを提供している志摩市においては、これらサービスの連携を図り、効率的で持続的な公共交通網を構築することにより、住民・事業者・行政が協力して、一体的な計画のもとで事業を進める必要があることから、「志摩市地域公共交通網形成計画」を策定しています。

「志摩市地域公共交通網形成計画」においては、地域特性と住民のニーズに対応した持続可能な公共交通システムの実現、観光との連携による公共交通の利用促進、公共交通を維持するための住民・事業者・行政の協働を推進する仕組みの構築を進めることとしています。

志摩市の公共交通のひとつとして、志摩マリンレジャー株式会社が、離島の間崎島を経由する和具～賢島航路を運航しています。本航路は、美しいリアス海岸を有する風光明媚な英虞湾を運行し、生活航路としての必要性に加え、観光航路としても大きな潜在力を持っています。

本航路の経由地である間崎島は、志摩市志摩町に属し、本土から約4km離れた英虞湾に浮かぶ離島で、人口約70人、そのうち約84%が65歳以上という高齢化率が非常に高い島です。

本土との行き来には、唯一の公共交通機関である、本航路を利用しています。

本航路は志摩市志摩町和具の和具浦を起点に、間崎島を経由し志摩市阿児町神明の賢島港に至る航路であり、島民の本土との往来に加え、郵便物や宅配便などの物資の輸送を担い日常生活を支えるとともに、和具にある県立水産高等学校への通学手段としても利用されている重要な航路となっています。また、間崎島には島民の文化・教養・福祉の増進を図るための公的施設として志摩市間崎島開発総合センターはあるものの、学校、病院（訪問診療を月2回程度実施）などではなく、本土に行かざるを得ない状況にあります。特に高齢者が多い間崎島では、日頃からの健康管理は非常に重要であり、医療機関への通院など離島航路の重要性は大変高いものがあります。

さらに、本航路は、乗船場が賢島駅に隣接するという利便性や、英虞湾の美しい風景を楽しめるといった観光航路としての潜在力も持ち合わせていることから、「志摩市地域公共交通網形成計画」において、「英虞湾定期船の観光客の利用促進」を重点施策の1つとして位置づけています。

しかし、離島住民の人口は年々減少し、少子高齢化と相まって航路利用者も長期的に減少しており、さらに、県立水産高校の普通科廃止も重なり、利用者の減少に拍車をかけている状況です。新型コロナウイルス感染症拡大の影響による観光客の減少もあって、観光客利用も減少傾向にあります。また、近年の燃油費の変動は、航路経営に大きな影響を及ぼしており、この傾向は今後も続くものと予想されます。

このような中、引き続きこの航路を運航する必要がありますが、航路を取り巻く環境は非常

に厳しくなっています。令和3年10月からは運賃改定による収支改善の取組を行っているものの、航路事業者単独で航路を維持していくことは困難な状況にあることから、今後も安定した航路運営を図るため、公的な支援が必要不可欠です。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

2021（令和3）年度の本航路の利用者実績は、島民が約2,500人、定期券を利用している学生及び通勤客が約6,500人、その他約11,000人が島民以外の志摩市民及び観光客等であり、年間の利用者合計は約20,000人となります。利用者数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた2020（令和2）年度より更に減少しており、2021（令和3）年度においても新型コロナウイルス感染症の影響が継続している状況となっています。

本航路は、観光客利用の割合が多く、観光客の利用者数の増減に影響を受けやすい航路であるものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下でも、島民や定期券利用者の利用が比較的減少していないことから、島民の日常生活を支えるとともに、県立水産高等学校への通学手段や島外への通勤手段として重要な航路であるといえます。

今後は、乗船場が賢島駅に隣接するという立地を踏まえ、鉄道との乗り継ぎ改善等により、利便性の高い乗り物としてPRを進め、島民はもとより高校生の通学利用等を促進するほか、観光客利用の観点でも鉄道と船の組み合わせによる誘客を進めます。特に、英虞湾や離島の魅力を活かした観光コンテンツの磨き上げを進め、間崎島における散策・自然体験及び前島半島での海女小屋体験・真珠取り出し体験等を活用した誘客を行うなど、観光関連事業者等と連携した観光面での利用促進を図るとともに、様々なイベントや大学生などによる研究活動等のフィールドとして、間崎島が利用されるよう促すなど、離島振興の面からも利用促進を図り、本航路の維持に努めていきます。

本計画では、通学利用や観光客利用の促進を行うことで、和具～間崎～賢島区間の年間利用客数について、過去3か年の年間実績値平均22,228人から1,000人増加させ、23,300人とすることを定量的目標として設定します。

3. 地域公共交通確保維持事業により運航を確保・維持する航路の概要及び運航予定者

運航予定者：志摩マリンレジャー株式会社（和具～賢島航路）

航路の概要：以下計画書参照

運航計画書（様式第2－2）

航路整備計画（様式第2－3）

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者

令和4年度	収入見込額	10,600千円
	費用見込額	22,274千円
	収支差見込額	▲11,674千円
	運賃割引額	412千円
	負担者	国、三重県、志摩市、志摩マリンレジャー株式会社

※詳細は航路損益見込計算書（様式第2-4）参照

離島住民運賃割引見込書（様式第2-5-2）参照

5. 地域公共交通確保維持事業の改善等に関する事項

別添：離島航路3カ年計画（様式第2-5）

6. 離島航路構造改革事業に係る目的・必要性

7. 離島航路構造改革事業に係る定量的な目標・効果

8. 離島航路構造改革事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

該当事業がないため省略

9. 協議会の開催状況と主な議論

志摩市地域公共交通会議離島航路幹事会 令和3年6月25日開催

○主な議題

- ・航路の現状についての報告
- ・離島航路確保維持計画（案）の検討

志摩市地域公共交通会議全体会 令和3年12月24日開催

○主な議題

- ・地域公共交通確保維持改善事業（和具～賢島航路）の評価
- ・志摩市地域公共交通網形成計画の施策推進の検討

志摩市地域公共交通会議離島航路幹事会 令和4年6月20日開催

○主な議題

- ・航路の現状についての報告
- ・離島航路確保維持計画（案）の検討

○主な意見

10. 利用者等の意見の反映状況

当計画を策定する志摩市地域公共交通会議に離島航路幹事会を設置し、間崎島住民代表3名が参画するとともに、2021年度からは県立水産高等学校長も加わり、利用者・住民の意見を協議に反映する体制をつくっています。

離島航路幹事会の意見等を基に、現状の便数を維持すること、離島住民運賃割引補助の適用、高校生等航路通学支援補助の適用による航路の通学利用促進などを当計画に反映しました。

11. 協議会（志摩市地域公共交通会議 離島航路幹事会）のメンバー構成

志摩市副市長（会長）	世古 勝
名古屋大学教授	加藤 博和
間崎自治会長	岩城 正幸
間崎婦人会長	山本 くに枝
間崎地区民生委員・児童委員	山本 幸保
三重県立水産高等学校長	向井 英規
志摩市観光協会専務理事	岡田 英美
志摩マリンレジャー株式会社 取締役社長	矢尾 弘
中部運輸局鳥羽海事事務所 次長	中村 陽一
三重県南部地域活性化局次長	
兼南部地域活性化推進課長	生川 哲也
志摩市産業振興部長	山本 和輝
志摩市政策推進部長	箕浦 勤